

もんと
主水だより

第71号 令和元年 8月30日発行

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所 松戸出張所
〒271-0042 松戸市主水新田102
TEL 047(343)3722

松戸出張所管内堤防除草作業(2回目)について



堤防除草作業の状況(1回目)

松戸出張所管内の江戸川と坂川において、8月19日(月)から2回目の堤防除草を行っています。除草後、本格的な台風シーズンの前には堤防に亀裂など異常がないか徒歩により堤防点検を行います。

また、1回目の時と同様に松戸出張所前の高水敷で刈草の現地焼却を行う予定です。期間は9月中旬から10月中旬の予定です。ご理解とご協力をお願いいたします。

H30坂川分派除塵設備修繕工事が完成しました

H30坂川分派除塵設備修繕工事(株)日立製作所)が完成しました。除塵設備とは坂川分派揚水機場のポンプ運転時にゴミ等が入らないように取り除く機械です。この機械が老朽化によりポンプ運転に支障が出ていたため、新しく更新しました。

現在は支障なくポンプ運転しております。ご協力ありがとうございました。



除塵機設置状況



新しい除塵機

古ヶ崎浄化施設見学(カヌーに乗って江戸川探検)



水質浄化の仕組み
について説明



古ヶ崎浄化施設
の見学

8月3日(土)松戸市古ヶ崎地先において、松戸の青少年会館主催の「カヌーに乗って江戸川探検」が開催されました。また、それに併せて古ヶ崎浄化施設の見学を行いました。水質浄化の仕組みについて学ぶ江戸川探検となりました。

松戸宿坂川献灯祭りが行われました



灯籠流しの様子

8月9日（金）、10日（土）に松戸宿坂川献灯祭りが松戸神社周辺で行われました。松戸出張所としても灯籠が流れるように坂川の流量の調整などの協力を行いました。お祭りは多くの方で賑わっていました。

河川敷に悪質な不法投棄(家庭ゴミ)を発見、警察に通報しました

8月10日（土）に坂川に家庭ゴミの投棄を河川巡視員が確認しました。その後、松戸警察署に通報し、8月13日（火）に警察と現地立会を実施しました。

不法投棄は、「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も、河川巡視等により発見した悪質な不法行為に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

●罰則について

・河川法

3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金(法人等の場合は3億円以下の罰金)に処せられる場合があります。



家庭ゴミの不法投棄



警察の立会状況

写真館



あとかき

左の写真は、8月3日に行われた「カヌーに乗って江戸川探検」でカヌーを行っている様子を写真に撮ったものです。

当日は猛暑日でしたが、子どもも大人も楽しそうにカヌー体験をしていました。

主水だより編集責任者：管理第二係 吉田